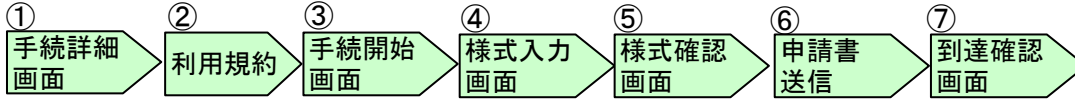


新自立支援法及び新児童福祉法に関する説明会参加申込書 (電子申請の操作手順)



↓こちらをクリックすると【手順1】の画面へアクセスできます。

https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-portal/Entrance.do?command=PKG_DETAIL&lcd=470007&pkgId=0500320003

【手順①】

【沖縄県】申請・届出メニュー>申請・届出表示>手続詳細

利用規約 手続検索 メニュー

- 手続の詳細を確認して、「電子申請を開始する」ボタンを押してください。
- 本手続を次回以降すばやく申請するには、このページをブックマークのお気に入り(ブックマーク)に追加してください。

手続詳細	
手続名	新自立支援法及び新児童福祉法に関する説明会参加申込書
手続概要	「新自立支援法及び新児童福祉法に関する説明会」
受付期間	2011年07月21日00時00分から2011年07月21日00時00分まで
案内・注意事項	「電子申請を開始する」をクリック
利用者ID	申請には利用者IDは必要ありません。
署名	申請に電子署名は必要ありません。

電子申請を開始する

【手順⑤】

新自立支援法及び新児童福祉法に関する説明会参加

- 申請書の内容を確認して、「確認完了」ボタンを押してください。
- 「印刷画面」ボタンを押すと、印刷用の画面を表示します。
- 「戻る」ボタンを押すと、申請書入力画面に戻ります。

新自立支援法及び新児童福祉法に関する説明会参加申込書

平成23年07月21日

1. 日時及び場所
○日時：平成23年8月2日（火） 14：30～15：45（受付14：00開始）
場所：沖縄県庁 4F講堂（那覇市泉崎1-2-2）

2. 参加者に関する情報

No.	項目	内容
1	法人名	沖縄県
2	法人名（ふりがな）	おきなわの県

確認完了 印刷画面 戻る

【手順②】

利用規約

***** 利用を承諾される方へ *****
登録されたID及び利用者情報につきましては、沖縄県及び県内市町村で共通利用できます。

沖縄県電子申請サービス利用規約

1. 目的
この規約は、サービス提供方法が所定する電子申請サービスを利用する場合に必要な事項を定めるものです。

2. 用語の定義
この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下のとおりとします。
(1) 電子申請サービス サービス提供方法、インターネットを利用したもの（以下「サービス」といいます。）
(2) サービス提供方法 電子申請サービス提供システム内市町村をいいます。
(3) 利用者 電子申請サービスを利用される方

3. サービスの提供

同意する 同意しない

【手順⑥】

新自立支援法及び新児童福祉法に関する説明会参加申込書

- 申請内容を確認して、「送信」ボタンを押してください。

申請書名 新自立支援法及び新児童福祉法に関する説明会参加申込書

送信 戻る

【手順⑦】

以下の申請が到着しました。

- 「到着番号」は申請の処理状況を示します。
- 申請して同じ申請を行う場合は「戻る」ボタンの「BackSpace」キーを押してください。

新自立支援法及び新児童福祉法に関する説明会参加申込書

手続名	状態	到着番号	到着日時

申請内容を確認する

申請完了、申請取消、申請の履歴を確認、ログアウトする

【手順③】

新自立支援法及び新児童福祉法に関する説明会参加申込書

- 新規に本手続を申請する方は「新規」ボタンを押して申請書を作成してください。
- 以前に本手続を申請した方は「引用」ボタンを押して、以前の申請を引用して申請書を作成することができます。
- 作成途中の申請書をパソコンに保存している方は、「読込」ボタンを押してその申請書を読み込んでください。
- ブラウザの「戻る」ボタン、またはキーボードの「BackSpace」を使用しないでください。

No.	申請書名	操作
1	新自立支援法及び新児童福祉法に関する説明会参加申込書	新規 修正 引用 読込

新規

【手順④】

新自立支援法及び新児童福祉法に関する説明会参加申込書

- 申請書を入力して、「入力完了」ボタンを押してください。
- 「戻る」ボタンを押すと、申請書選択画面に戻ります。
- 「保存」ボタンを押すと、入力途中の申請書をパソコンに保存することができます。

新自立支援法及び新児童福祉法に関する説明会参加申込書

平成23年07月21日

1. 日時及び場所
○日時：平成23年8月2日（火） 14：30～15：45（受付14：00開始）
場所：沖縄県庁 4F講堂（那覇市泉崎1-2-2）

2. 参加者に関する情報

No.	事項所名	内容
3	事業所名	

入力完了 保存 戻る